

県土整備部における総合評価方式（工事）の運用方針

令和8年3月23日

この運用方針は、「埼玉県建設工事総合評価方式執行要綱（平成19年4月1日施行）」及び「埼玉県総合評価方式活用ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、県土整備部において発注する建設工事の総合評価方式の運用について定めたものであり、各発注機関においては本運用方針に従い、総合評価方式を執行するものとする。

1. 選定の考え方

発注機関は、ガイドラインにある設計金額以上の工事から総合評価方式による工事を選定する。

ただし、設計金額（税込み）1億5千万円以上の工事は、総合評価方式を適用する。

なお、緊急を要する工事や資機材費の割合が高い工事等の総合評価方式が適さない工事は、選定から除外することができる。

2. 型式選定の考え方

総合評価方式の型式は、次の（1）から（6）の考え方を基本とし、4. 工事難易度を踏まえて選定する。

（1）技術提案型は、高度な技術を必要とする工事に適用する。また、設計金額（税込み）が2億円以上の大規模工事は原則、技術提案型を適用する。

（2）標準パッケージは、設計金額（税込み）が2億円未満から概ね1億円以上の工事及び概ね1億円未満の比較的高度な技術を必要とする工事に適用する。また、施工管理や技術的に工夫を求める余地が少ないなど、技術提案型に適合しない工事は、設計金額（税込み）が2億円以上の工事であっても標準パッケージを適用することができる。

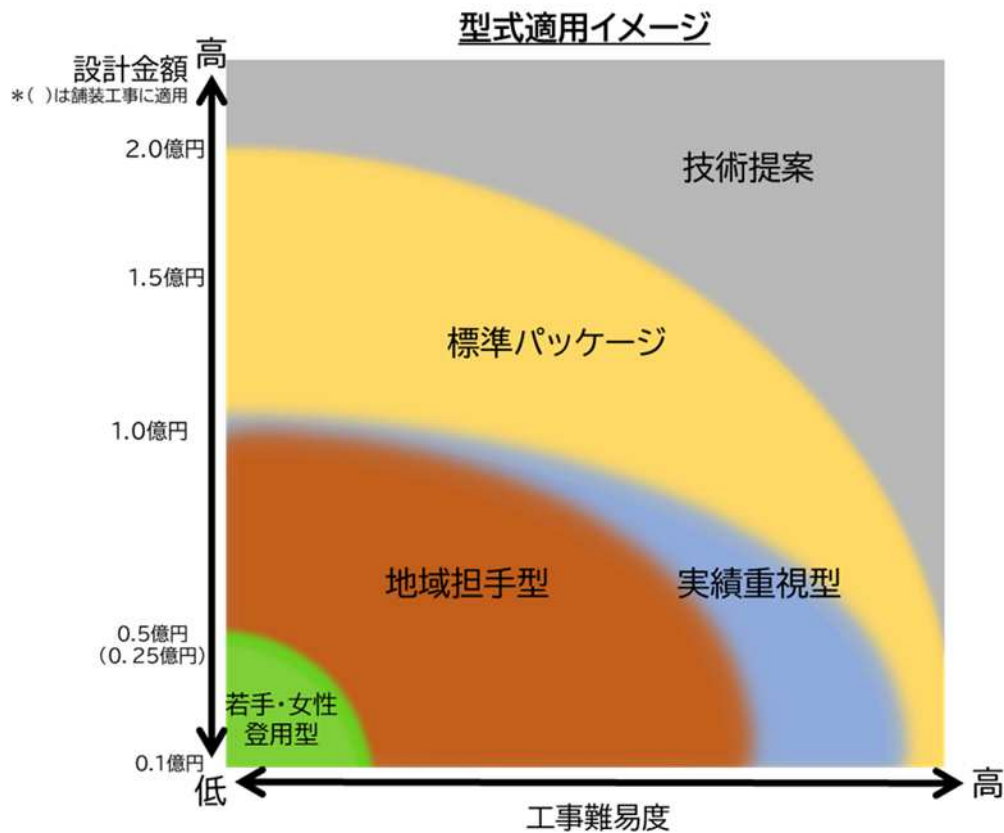
（3）特定課題対策パッケージのうち、若手・女性登用型は、設計金額（税込み）が概ね5千万円以下（舗装工事の場合は、概ね2千5百万円以下）の工事かつ工事難易度が低い工事に適用する。

（4）特定課題対策パッケージのうち、実績重視型は、設計金額（税込み）が概ね1億円以下の比較的高度な技術を必要とする工事に適用する。また、工事難易度が中程度以下であっても施工量が多く、工期が長期にわたる等の工事は実績重視型を適用することができる。

（5）特定課題対策パッケージのうち、地域担手型は、設計金額（税込み）が概ね1

億円以下の工事に適用し、技術提案型や標準パッケージ、若手・女性登用型、実績重視型が適用されない工事に適用する。

(6) 評価項目選択型は、上記(1)から(5)の型式が適用できない特別な理由があるときに適用できる。



3. 採点の方法

採点方法は、技術提案型で発注する工事は原則として自己採点併用発注者採点方式とし、簡易型で発注する工事は、原則として自己採点方式とする。

4. 工事難易度

発注機関は、次に示す難易度を基本に現場条件や施工内容を踏まえ、工事難易度を決定する。

なお、工事難易度の決定にあたり、他の類似した発注工事（他の発注機関の工事も含む）と難易度に差が生じることがないように確認を行うこと。

難易度

工種	工事区分	難易度	
		低 ←	→ 高
共通	土工・防草対策工	↔	
	撤去工・擁壁工・法面工・斜面安定工	↔	
河川	浚渫工・管理用道路工	↔	
	護岸工・堤防工	↔	
	樋管・樋門・揚排水機場	↔	
	堰・水門	↔	
砂防	流路工	↔	
	砂防ダム	↔	
道路	道路改良工・排水構造物工	↔	
	橋梁工・電線共同溝工・トンネル工	↔	
舗装	歩道舗装・仮設道路	↔	
	車道舗装	↔	

上記は工種による一般的な難易度を例示したものである。工事の難易度は次の「難易度を高める要因」等を踏まえ、適用工事ごとに判断するものとする。

(参考) 難易度を高める要因の例

- ・ 車線規制がかかり、交通量も多く、安全面での配慮が必要
- ・ 現場条件により、施工時間が制約される
- ・ 住宅密集地等により、振動、騒音等の制約を受ける
- ・ 小構造物の嵩上げ等、手間のかかる工種が多い
- ・ 関係機関（公共施設管理者）との調整に時間を多く割かれる
- ・ 地元調整に要する手間が多い
- ・ 供用している下水道マンホール等の修繕
- ・ 他工事と競合し、調整を要する
- ・ 集中的に施工ができず、少しずつ長期間続く
- ・ 小規模な工種が多く、作業が複雑
- ・ 希少生物生息地等、周辺環境に配慮が必要
- ・ 軟弱地盤上での掘削
- ・ 湧水により施工に配慮が必要